

# 横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱

平成元年6月29日環業第一第36号制定  
平成2年8月30日環業第一第100号一部改正  
平成6年7月1日環減第66号一部改正  
平成14年5月21日環減第58号一部改正  
平成17年2月28日環家第383号一部改正  
平成17年4月 1日環総第474号一部改正  
平成18年5月31日資家第265号一部改正  
平成18年7月24日資家第555号一部改正  
平成19年3月 5日資家第1921号一部改正  
平成19年4月12日資家第75号一部改正  
平成20年3月26日資家第1965号一部改正  
平成22年3月16日資家第851号一部改正  
平成23年12月1日資業第3672号一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源物を市民が集団で回収する事業（以下「資源集団回収」という。）を推進することにより、ごみの減量化及び資源の有効利用を図るとともに、コミュニティづくりにも寄与するため、資源集団回収を行う団体に対する奨励金の交付について定めるものとする。

(対象資源物)

第2条 奨励金の交付対象となる回収資源物（以下「対象資源物」という。）は、次の各号に掲げるものとし、横浜市内の家庭から排出されるものに限り、事業活動に伴うものを除く。

(1) 古紙類

ア 新聞

イ 雑誌・その他の紙

ウ 段ボール

エ 紙パック

(2) 布類

(3) 金属類

ア 食料用・飲料用アルミ缶

イ 食料用・飲料用スチール缶

(4) びん類

(交付対象団体)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる団体は、資源集団回収を定期的を実施し、又は実施しようとする自治会、町内会、子供会、老人クラブ、婦人会、PTA、その他の地域団体や管理組合（営利を目的とする団体は除く。）で横浜市に登録した団体（以下「実施団体」という。）とする。

2 前項の規定により横浜市に登録しようとする団体は、横浜市資源集団回収実施団体登録届出書（第1号様式）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。なお、実施団体が登録期間の終了に際し、以降も継続して登録しようとする場合は、同様式に替えて横浜市資源集団回収実施団体登録更新届出書（第5号様式）を用いることができる。

3 市長は、前項の届出を受けたときは、速やかに実施団体として登録するものとする。ただし、次条第3項により登録が抹消された実施団体は登録することができない。

4 登録期間は原則として3年間とする。なお、登録期間途中で登録を行った実施団体の登録期間は、当該登録届出期間終了日までとする。

5 実施団体は、資源集団回収登録回収業者（以下「回収業者」という。）と契約を行い、回収を実施するものとする。

なお、実施団体が登録外の回収業者と契約を行い、回収を実施した場合は、その回収が適正なものであり、かつ、やむを得ない理由があると本市が認めたときは、奨励金を交付することができる。

(登録事項の変更及び抹消)

第4条 実施団体は、登録事項に変更が生じたときは、横浜市資源集団回収実施団体登録変更届出書（第2号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、速やかに登録事項を変更するものとする。

3 市長は、回収量の虚偽申告、資源物の持ち去り行為等の不正行為を行った実施団体があったときは、登録を抹消するものとする。

(回収物の確認)

第5条 実施団体は、資源集団回収により回収された資源物の回収量の把握に、自ら努めるものとする。

- 2 実施団体と回収業者は、横浜市資源集団回収伝票（第3号様式。以下「回収伝票」という。）に回収量などを記入し、回収物の確認を行うものとする。ただし、回収業者による回収を行わず、自ら回収して横浜市が指定した問屋に搬入する実施団体は、当該問屋が発行する回収量を証する書類を基に伝票に回収量などを記入し、回収物の確認を行なうものとする。
- 3 実施団体は、横浜市資源集団回収実施規準（ガイドライン）に従い、回収物を確認するものとする。
- 4 実施団体は、横浜市が横浜市資源集団回収実施規準（ガイドライン）に従って行う、回収量調査に協力するものとする。

（奨励金の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、実施した月ごとに資源集団回収実績を取りまとめ、横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付申請書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）に、回収伝票（実施団体用A 資源循環局提出用）を添付のうえ、市長に申請するものとする。ただし、自ら回収業者に搬入した実施団体は、次の書類をあわせて提出するものとする。

- （1）対象資源物のうち、古紙類については、横浜市と協定を締結し、指定資源物問屋登録を受けた者（以下「指定資源物問屋」という。）が発行した回収量を証する書類
- （2）対象資源物のうち、古紙類以外の品目については、その買い取りを行う者（以下、「問屋等」という。）が発行した回収量を証する書類

- 2 奨励金の交付申請は、原則として、資源集団回収を実施した月の、翌々月10日までにを行うものとする。

（奨励金の交付等）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その申請書類に基づき内容を審査し、回収伝票と、実施団体または回収業者が提出した、同条同項各号に定める書類に基づき、奨励金の交付を決定するものとする。ただし、古紙類を指定資源物問屋以外に搬入することに、やむを得ない事情があると認められる場合は、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき交付を決定することができる。

- 2 実施団体は、申請期限までに必ず申請を行うものとし、市長は、奨励金申請期限後に申請されたものには、原則として奨励金を交付しない。

3 奨励金は、対象資源物ごとの回収量1キログラムにつき3円とする。

4 奨励金は、実施団体が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた実施団体があったときは、奨励金の全部又は一部について返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、資源循環局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）第5条から第7条までの規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に回収する資源物に係る奨励金について適用し、施行日以前に回収した資源物に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行日以降において、この要綱の改正前の横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱の規定により奨励金の申請をする場合の横浜市資源集団回収奨励金交付申請書（第2号様式）の提出は、新要綱の第6条の規定による横浜市資源集団回収奨励金交付申請書を同時に提出するときは、省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以前に資源物を回収し、施行日以後に申請する奨励金について適用することとし、施行日以前に申請する奨励金については、なお従前の例による。

3 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収伝票については、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成18年7月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱のうち問屋の指定にかかるものは、本市による問屋の指定完了後に回収した資源物について適用することとし、指定完了以前に回収した資源物については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収実施団体登録届出書(第1号様式)、横浜市資源集団回収実施団体登録変更・登録抹消届出書(第2号様式)については、なお当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成22年3月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収実施団体登録届出書(第1号様式)、横浜市資源集団回収実施団体

登録変更・登録抹消届出書（第2号様式）、横浜市資源集団回収伝票（第3号様式）については、なお当分の間使用することができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 現に改正前の要綱第3条第2項に規定する届出を行っている実施団体の登録期間については、改正後の要綱第3条第4項の規定の適用があるものとする。

3 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収実施団体登録届出書（第1号様式）、横浜市資源集団回収伝票（第3号様式）、横浜市資源集団回収実施団体登録更新届出書（第5号様式）については、なお当分の間使用できることとする。

横浜市資源集団回収実施規準（ガイドライン）

区分	実施方法
回収方法の決定	<p>実施団体と回収業者は、下記の事項について取り決めを行い、回収を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 回収日時</li> <li>2 回収場所           <p>回収場所は、行政回収と集団回収の違いを明確化するため、原則家庭ごみ集積場は使用しない。使用する場合は、行政回収の回収場所と重複しないよう配慮し、資源集団回収であることを明示する。</p> </li> <li>3 回収品目           <p>回収業者は、取り決めた回収品目について必ず回収を行う。</p> </li> </ol>
周知・広報	<p>実施団体は、ポスター・チラシなどを活用し、回収の実施内容（回収品目・回収日・連絡先など）について周知・広報を行う。</p>
回収の実施	<p>実施団体は、可能な限り回収に立会いを行う。</p> <p>実施団体は、回収時に資源物以外の家庭ごみなどが出された場合は、実施団体の責任で処理を行うなど、回収場所の維持管理を行う。</p> <p>回収実施に関して問題が生じたときは、実施団体と回収業者の話し合いにより解決する。</p>
回収実態の調査	<p>横浜市は、回収実態の調査のため、実施団体と回収業者に下記の資料について提出を求めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 回収場所ごとの概算回収量</li> <li>2 回収場所ごとの排出世帯数</li> <li>3 回収場所ごとの回収日程</li> <li>4 回収場所を記した地図</li> </ol> <p>実施団体と回収業者は、横浜市が回収現場において回収実態の調査を行う際は、協力する。</p>

第1号様式

横浜市資源集団回収 実施団体 登録届出書  
(登録期間 平成 年6月1日～平成 年5月31日)

平成 年 月 日

(届出先)

横浜市長

下記のとおり、実施団体の登録を届け出ます。

1 団体情報

登録番号			—				団体名	(カナ)
代表者氏名	(カナ)					代表者住所	〒	
							TEL	—

※登録できるのは地域団体や管理組合です。事業者（管理会社や施設など）は登録できません。  
 ※管理会社の社員や、事業所の職員は、代表者として登録できません。  
 ※登録番号は、登録期間終了に伴う届出の際のみ記入してください。

2 担当者情報（書類の送付先を代表者以外に指定する場合のみ記入）

担当者氏名	(カナ)					担当者住所	〒	
							TEL	—

※担当者情報を記入した場合は、資源集団回収にかかる全ての書類は担当者に送付され、代表者には送付されませんのでご了承ください

3 振込口座

横浜市資源集団回収実施団体奨励金については下記の口座に振り込んでください。

金融機関名							
支店	支店コード				支店名		
口座番号				預金種目(該当するほうに○)	普通・当座		
通帳名義フリガナ							
通帳名義							

※振込口座は実施団体名または代表者名が含まれる口座のみ指定可能です（両方含まれるものも可）

4 契約している回収業者（2社以上ある場合は欄外または別紙に記入してください）

業者番号			—			業者名	
業者番号			—			業者名	

※登録外の業者による回収は資源集団回収となりません

5 登録情報の変更について

登録の変更・抹消の必要が生じた場合は、すみやかに「横浜市資源集団回収実施団体登録変更・抹消届出書（第2号様式）」を提出します。

※実施団体登録期間は3年間です

(届出先)  
横浜市長

下記のとおり、実施団体の登録情報の〔変更・抹消〕を届出ます。

1 届出団体

登録番号			—			
団体名						
代表者氏名						

2 団体情報変更 (変更する項目のみ記載)

項目	変更前	変更後
団体名		(カナ)
代表者氏名		(カナ)
代表者住所	〒 TEL —	〒 TEL —
担当者氏名		(カナ)
担当者住所	〒 TEL —	〒 TEL —

※管理会社の社員や、事業所の職員は代表者として登録できません。

3 回収業者変更 (複数ある場合は欄外または別紙に記入してください)

契約解除業者番号			—			契約解除業者名	
新規契約業者番号			—			新規契約業者名	

※登録外の業者による回収は資源集団回収となりません

4 振込口座変更 (変更する項目のみ記載)

項目	変更前	変更後
金融機関名		
支店コード		
支店名		
口座番号		
預金情報	普通・当座	普通・当座
通帳名義フリガナ		
通帳名義		

※振込口座は実施団体名または代表者名が含まれる口座のみ指定可能です (両方含まれるものも可)

横浜市資源集団回収伝票（実施団体用A 資源循環局提出用）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用 アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用 スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		—			
団体名					
					確認欄

業者登録番号					
		—			
業者名					
					確認欄

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票（実施団体用B 実施団体控）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		-			
団体名					
					確認欄

業者登録番号					
		-			
業者名					
					確認欄

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票（回収業者用A 資源循環局提出用）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		—			
団体名					
					確認書

業者登録番号					
		—			
業者名					
					確認書

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票（回収業者用B 回収業者控）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		-			
団体名					
					確認欄

業者登録番号					
		-			
業者名					
					確認欄

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

(2部複写)

横浜市資源集団回収 実施団体 奨励金交付申請書

平成 年 月 日

(届出先)

横浜市長

横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱第6条に基づき、平成〇〇年〇〇月実施分の奨励金の交付を、別添の横浜市資源集団回収伝票の回収量のとおり申請します。奨励金の振込先は当団体の登録口座とします。

登録番号			—				団体名	
代表者氏名						代表者住所	〒	

※上記内容が資源集団回収に登録している内容と異なる場合、奨励金は交付できません

○提出する横浜市資源集団回収伝票の枚数

枚
---

(資源循環局提出用)

(2部複写)

横浜市資源集団回収 実施団体 奨励金交付申請書

平成 年 月 日

(届出先)

横浜市長

横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱第6条に基づき、平成〇〇年〇〇月実施分の奨励金の交付を、別添の横浜市資源集団回収伝票の回収量のとおり申請します。奨励金の振込先は当団体の登録口座とします。

登録番号			—				団体名	
代表者氏名						代表者住所	〒	

※上記内容が資源集団回収に登録している内容と異なる場合、奨励金は交付できません

○提出する横浜市資源集団回収伝票の枚数

枚
---

(実施団体保管用)

第5号様式

横浜市資源集団回収 実施団体 登録更新届出書  
 (登録期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

平成 年 月 日

(届出先) 横浜市長

下記のとおり、実施団体の登録更新を届け出ます。

(1、2 どちらかに○をつけてください。)

- 1 現在の登録内容に変更はありません。  
 ※以下は、ご記入いただく必要はありません。
- 2 登録内容を変更します。(変更日: 月 日)  
 ※変更する項目のみ「変更後の登録内容」の欄に記入してください。

		現在の登録内容	変更後の登録内容
登録番号			
団体名			
代表者名 (注)			(カナ)
代表者住所 電話番号		〒  TEL	〒  TEL
※書類の送付先を代表者以外に指定する場合のみ記入	担当者名		(カナ)
	担当者住所 電話番号	〒  TEL	〒  TEL
振込口座	金融機関名		
	支店名		店 (支店コード: )
	預金種別		普通・当座 (該当する方に○)
	口座番号		
	通帳名義 フリガナ (「」や「」も1マス使い、30字目までを記入)		
通帳名義 (通帳表紙裏面の口座名義を省略せずに全て記入してください)	(記入の必要はありません)		

※(注) = 代表者は管理会社の担当者や管理人ではなく、住民の代表者としてください。  
 ※振込口座は実施団体名または代表者名が含まれる口座のみ指定可能です (両方含まれるものも可)  
 ※この届出書提出後に登録情報に変更が生じた場合は、速やかに「横浜市資源集団回収実施団体登録変更届出書 (第2号様式)」を提出してください。  
 ※実施団体登録期間は3年間です。